

香取市都市計画マスタープラン 地域別懇談会（第2回 山田区） 意見概要	
日 時	平成21年7月25日（土）14時00分～16時00分
場 所	山田公民館
参加人数	17名
	◆都市計画マスタープラン 将来のまちの姿等に関する質疑応答
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に、山田区と佐原区を結ぶ道路（主要地方道佐原椿海線）を整備するということであった。当該路線は大型車のすれ違いが出来ない道路であるが、どうなっているのか。 ・佐原市街地が都市拠点（中心拠点）とのことだが、そこばかり建設費が投入されるのではないのか。山田、栗源には建設費が回らないのではないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に策定した「新市建設計画」に山田区と佐原区を結ぶ主要地方道佐原椿海線等が記載されています。ただし、県道は千葉県で整備することになります。そういった中で、平成19年度に策定した「香取市幹線道路網整備計画」の検討の中で道路管理者である千葉県と協議し、整備が必要な路線として位置づけられています。 ・予算でございますが、ここで示している拠点等については予算付けをして進めていくことが必要になります。山田区でも、道路の整備や橋ふれあい公園等の整備を行うことになります。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・山田区、栗源区では、ある程度、家がまとまったところでも商店が無い地域も多い。その辺はどう考えているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が地域として存続できるように基盤を整備していくということで、生活に役立つ道路等のあり方を、この都市計画マスタープランで示すことになります。特に香取市は集落地が地域の中に分散しています。この、全てということは困難ですので、まとまり等の現状と将来の方向性を考慮したものとなります。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域になると、道路の幅員が4m以上必要になるが、既存で4m未満の道路しかない建物はどうなるのか。また、建築確認をとるには費用がかかるし、建ぺい率等もかかってくる。建築を抑制することにもなるのではないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・後半に説明しますが、都市計画区域になると建物を建築する場合、道路幅員4m以上に接道することが条件となります。ただし、既存家屋の場合は緩和措置等もあり、建て替えができないということではありません。また、都市計画区域のあり方については、地域別構想の検討等も踏まえ、どうあるべきかについて皆さんの意見を踏まえながら検討していくこととなります。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の説明は決定したものではなく、この場の意見も反映できる余地があるのですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・あります。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会として市長にお願いしているのですが、次の検討をお願いしたいと思います。 ・山田区にはゴルフ場が3つあるなど、スポーツ客が多い。橘ふれあい公園周辺に、市民の健康増進のためにも生涯スポーツ交流の場を位置づけて欲しい。また、区事務所から、橘ふれあい公園に向かう道路を位置づけてほしい。 ・府馬地区から佐原区を結ぶ道路として、県道佐原山田線を直進したルートを位置づけて欲しい。 ・主要地方道佐原椿海線と八日市場山田線の交差する九十九塚の交差点の東側に山林となっている平坦地、約60ha程の用地があり、ここに工場誘致とか土地を活用できるよう位置づけて欲しい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見については、今後、山田地域の地域別構想を検討していく中で、反映できるか検討します。今回の都市計画マスタープランへの反映が難しい場合でも、ご意見は何らかの形で活かしていきたいと思います。 ・橘ふれあい公園周辺の生涯スポーツ交流機能は、既存の機能を活かし、都市と農村の交流、また、地域の皆さんをはじめとする健康増進の効果はありますので、教育委員会等と協議したいと思います。 ・山林となっている平坦地については、企画政策課と協議し、土地利用として位置づけていくことが可能であれば、位置づけていきたいと思ます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が発展して住みやすくなるためにも、盛り込んでいただければと思います。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・全体構想では、既存の資源や施設を活用していくということが基本となっていると思います。それは良いと思うのですが、山田区には既存の資源や施設が少ないのが現状です。山田区の実現のためにも位置づけて欲しいと思います。また、山田区は自然豊かなところで、農地以外に利用できる場所も残っています。成田国際空港の近郊地として、企業誘致も可能と考えますので、よろしく願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりました。では、分野別方針の説明を行い、その後で、今回説明した内容について意見交換をさせていただきます。
◆都市計画マスタープラン 分野別方針、都市計画等についての質疑応答	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・山田区、栗源区は都市計画区域ではないが、このまま都市計画区域としないということも可能か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・それは可能です。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域にするメリットは何ですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットは立場によって異なるので、都市計画区域となった場合の効果を説明いたします。都市計画区域になった場合、街路や公園整備等が都市計画事業として、国庫補助を利用して行えます。次に開発を行う場合

	<p>ですが、現状でも農地法や産廃に関する法律、県の条例等がありますが、更に都市計画法による規制がかかります。これは3,000㎡以上が対象となり、開発を進める上で、ルールに沿った土地利用を行うことが条件となります。</p>
市民	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の持ち込みなども厳しくなるということになるのですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物は産業廃棄物に関する法律があり、産業廃棄物の持ち込み等については、基本的にその法律で対応することになります。都市計画では直接規制は出来ない。ただし、開発を行う場合許可が必要となり、その段階で、指導等が可能となります。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 他に、ご意見はありませんでしょうか。 それでは、本日は長時間に渡り、ありがとうございました。今日いただいたご意見については、この計画に反映できるか検討いたします。反映が難しい場合でも担当部署に報告いたします。この懇談会は今後も開催を予定しています。11月末頃だと思いますが、次回も是非宜しく願いいたします。それでは、閉会とさせていただきます。

